

## 「山形県県民の森」の指定管理者の指定について

さきに公募を行った「山形県県民の森」の指定管理者について、下記のとおり指定しましたのでお知らせします。

- 1 **施設名**                    山形県県民の森
- 2 **募集期間**                令和元年6月7日から令和元年7月5日まで
- 3 **申請団体数**            1団体
- 4 **指定管理者として指定した団体**  
    団体名 : 公益財団法人山形県みどり推進機構  
    住 所 : 山形市大字長谷堂字馬場 2265 番地

### 5 **審査の方法**

選定基準に基づき、山形県農林水産部指定管理者審査委員会(弁護士、公認会計士、大学准教授の外部有識者を含む計6名で構成)において、次のとおり総合的に審査及び評価を行った。

#### (1) **審査の手順**

- ・ 申請団体の資格要件への適合の確認
- ・ 事務局から各申請概要の説明
- ・ 各申請団体による事業計画内容についてのプレゼンテーション
- ・ 申請団体に対する質疑、応答
- ・ 各審査委員による評点及び各評点結果の集計
- ・ 評点結果に基づく総合的な審議・評価

#### (2) **評価の方法**

募集要項に示した選定基準に基づき、利用者サービスの向上、安全管理、地域活性化や雇用の確保等を中心に、幅広い見地から総合的に審議・評価した。

## 6 選定基準

選定基準	審査項目	審査のポイント	主な確認書類	配点	
I 基本事項	1施設の設置目的と管理運営方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県が示す施設管理運営の基本方針と申請者が提案した方針は合致するか、将来的な展開方向はあるか。</li> <li>・申請者の経営理念、運営方針は適切か、社会貢献活動はしているか。</li> </ul>	事業計画書（運営方針）	—	満たしていなければ「失格」
	2収支計画の適確性及び実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支の積算と事業計画は整合性が図られているか。</li> <li>・収支計画は実現可能なものか。</li> <li>・業務遂行のための適切な積算となっているか。</li> <li>・現指定管理者が申請者の場合は、現事業計画の履行状況から、次期事業計画は実現可能か。</li> </ul>	事業計画書、収支計画書、※収支計画の積算根拠資料を含むサービス提供・管理運営状況に係る検証等結果【検証シート】		
	3施設の維持管理の適確性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該施設を適切かつ安定的に管理運営する能力があるか。</li> <li>・県が求める維持管理の基準に合致しているか。</li> </ul>	事業計画書		
	4労働法令の遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働関係法令は遵守しているか。</li> <li>・最低賃金は遵守しているか。</li> </ul>	労働法令違反状況、最低賃金の遵守状況等		
II 施設の平等利用の確保	1平等利用を図るための具体的手法と期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や障がい者等、すべての利用者の平等な利用への配慮や具体的な行動計画はあるか。</li> </ul>	事業計画書（運営方針、事業内容）	5	5
III 事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができること	1管理経費における経済性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的な維持管理を図ること等により、提案額は県が示す上限額と比べ節減は図られているか。</li> </ul>	事業計画書、収支計画書※収支計画の積算根拠資料を含む	10	59
	2サービス向上を図るための具体的手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス向上のための取組内容は適切か。（サービスの向上を図るための企画提案を含む）</li> <li>・募集要項（仕様書）で示した内容への提案として適切か。</li> <li>・施設の機能や設備を十分に活用した提案となっているか。（施設機能の活用への工夫等）</li> <li>・自主事業の企画内容は、サービスの向上を一層図るものか。</li> </ul>	事業計画書、収支計画書※収支計画の積算根拠資料を含む	30	
	3施設の維持管理の内容の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理の内容（実施回数、箇所等）は、適切な計画となっているか。</li> <li>・施設の安全管理、利用者の安全管理への取組みは十分か。</li> </ul>	事業計画書※維持管理の内容（回数、箇所等）	7	
	4利用者の増加を図るための具体的手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用拡大の取組内容は十分か（利用拡大に向けた利用者ニーズの把握）</li> <li>・広報計画の内容は適切か（広報計画、広報対象の妥当性）</li> <li>・具体的かつ適切な達成目標（利用者数等）を設定しているか。</li> </ul>	事業計画書	6	
	5管理運営に有益な地域における活動（地域貢献）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域との関わりが強い活動や地域と一体となった活動が伴っているか</li> <li>・地域、関係機関、ボランティア団体との連携は十分か。（効率的かつ効果的な仕組みの提案）</li> </ul>	事業計画書	6	

IV事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有する	1安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員体制(人数、配置体制)は十分か。</li> <li>・責任の所在は明確か。</li> <li>・経験者等の配置は十分か。</li> <li>・職員の採用、確保方策は適切か。</li> <li>・職員の育成、研修体制は十分か。</li> <li>・外部委託の実施計画は妥当か。</li> <li>・共同体の場合、構成団体の責任・役割分担は妥当か。</li> <li>・過去に本県の公の施設の指定管理者として重大な協定違反等をした事実はないか。あった場合は適正な措置がとられているか。</li> </ul>	事業計画書 (組織図) (実施体制) (雇用計画) (研修計画) 共同体協定書	9	18
	2財務状況及び経営基盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の財務状況は健全か。</li> </ul>	会社概要、定款、登記事項証明書、財務諸表	9	
Vその他	1利用者要望への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者等からの苦情、要望の把握及びそれらへの対応体制は妥当か。</li> <li>・トラブルの未然防止、リスクアセスメント、発生時の対策は妥当か。(利用者の意見聴取やリスク点検)</li> </ul>	事業計画書 (相談体制)	5	18
	2緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災対策及び事故、災害発生時等緊急時の対応はどうなっているか、また危険回避の措置は妥当か。</li> </ul>	事業計画書(リスク管理)(緊急時体制)	5	
	3情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組みは妥当か。</li> </ul>	取組み指針等	5	
	4地域経済への貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元企業の参画・活用や地域経済への貢献を考慮しているか。</li> </ul>	事業計画書	3	
合計				100点	

## 7 選定理由

山形県農林水産部指定管理者審査委員会における審査結果は下記のとおりであり、この審査結果を踏まえ、「公益財団法人山形県みどり推進機構」を指定管理者の候補者として選定した。

- 選定基準Ⅰについて、県が示す施設管理運営の基本方針に合致し、当該施設の設置目的を踏まえた運営方針が提案されていた。
- 選定基準Ⅱについて、平等利用に配慮した取組みが図られていると評価された。
- 選定基準Ⅲについて、危険な生物への対応を含め、利用者の安全確保を十分に考慮した提案内容となっているとして高い評価を得た。また、募集要項で示した内容に対して適切で、地域と密着した事業提案が具体的に計画された提案内容となっている点が評価された。
- 選定基準Ⅳについて、人材の配置・組織体制も適正であり、資金計画が適切である点が評価された。
- 選定基準Ⅴについて、リスク点検及び緊急時の対応が適切に提案されていると評価された。

以上、総合的に審査及び評価した結果、公益財団法人山形県みどり推進機構を指定管理者の候補者とすることが適当であると認められた。

区分	公益財団法人山形県みどり推進機構	備考
選定基準Ⅰ	○	全審査員、全項目で問題なし
選定基準Ⅱ	2.8	
選定基準Ⅲ	38.2	
選定基準Ⅳ	12.2	
選定基準Ⅴ	10.2	
合計	63.4	点数は各審査委員の平均値

## 8 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

## 9 指定

令和元年9月県議会の議決を経て、令和元年10月4日に指定管理者として指定した。